

許可番号 2068000553

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

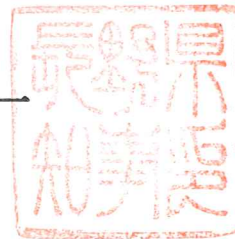
氏 名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成27年6月10日
許可の有効年月日 平成34年6月9日

1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を含む。）する特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0以下のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・ 廃水銀等
- ・ 指定下水汚泥 (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 燃え殻 (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥 (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

収集運搬（積替保管を除く。）する特別管理産業廃棄物

- ・ 感染性廃棄物
- ・ 廃PCB等
- ・ PCB汚染物
- ・ 鉍さい (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (裏面別表のとおり)

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・ 平成 5 年 6 月 10 日 新規許可
- ・ 平成 27 年 6 月 10 日 更新許可
- ・ 平成 28 年 8 月 8 日 変更許可 種類の追加 廃水銀等
- ・ 平成 29 年 10 月 24 日 変更届 積替保管面積と保管上限の変更 廃酸 廃アルカリ 燃え殻、面積の変更 ばいじん
- ・ 平成 30 年 3 月 13 日 変更届 積替保管面積と保管上限の変更 燃え殻
- ・ 平成 30 年 4 月 5 日 変更届 積替保管面積と保管上限の変更 燃え殻

5 積替え許可の有無 有 ・ (無)

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

(裏面に続く。)

別表（積替保管）

所在地	長野県中野市大字壁田 2400 番地							
種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀等	指定下水道汚泥及び汚泥	廃石綿等	ばいじん	燃え殻
面積	18.5 m ²	18.5 m ²	18.5 m ²	4.6 m ²	27.7 m ²	9.2 m ²	4.6 m ²	4.6 m ²
保管上限	24.0 m ³	24.0 m ³	24.0 m ³	2.2 m ³	36.0 m ³	12.0 m ³	6.0 m ³	6.0 m ³
高さ上限	3.0m							

別表（収集運搬する特別管理産業廃棄物）

	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	指定下水汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	○
PCB	△	△	△	△	○	○	○	○
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	—	—

- ・表中の「○」及び「◎」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
- ・表中の「◎」は、取り扱うことができるもののうち、変更許可により追加されたものを示す。